

社会的養育推進計画（R7年3月末 策定予定）に係る令和7年度の重点事業について

R7.2.5 こども若者局（児童相談・養育支援室）

1 こどもの意見表明等支援事業 【R7予算案 9,091千円】（R6～）＜R4児福法改正により創設＞

- ・社会的養護のこどもは、人として大切に扱われた経験に乏しく、気持ちや意見の表現が困難
- ・被措置児童虐待防止の観点からも、施設・里親とは異なる第三者がこどもの意見等を聴く必要

➔ アドボケイトが施設等を訪問してこどもの意見を聴取してこどもの権利を護る仕組みづくりを継続

2 児童家庭支援センター運営事業 【R7予算案 98,395千円】（H26～）

- ・市町村（こども家庭センター）を中心に、困難を抱えながら生活する親子への支援を強化する必要
- ・県内は小規模自治体も多く、地域に密着した専門的な相談支援機関やサービスに乏しい。

➔ 児童養護施設等への「児童家庭支援センター」設置を更に推進して地域支援力を向上

- ・令和7年度：6か所継続

3 妊産婦等生活援助事業 【R7予算案 28,468千円】（R6～）＜R4児福法改正により創設＞

- ・こどもの健全な育ちのため、相談窓口を周知して、困難を抱える妊産婦等を手厚く支援する必要
- ・令和7年度：1か所継続

➔ “にんしんSOSながの”のSNS等による周知に加え、居場所や食事提供などの手厚い生活支援を充実

4(新)特別養子縁組民間あっせん機関手数料補助事業 【R7予算案 6,000千円】

- ・民間あっせん機関から養子縁組の斡旋を受ける際、養親は手数料（150万円前後）を支払う必要

➔ 養親希望者の手数料負担を軽減する補助事業を実施して、特別養子縁組の取組を促進

5-1(拡)里親支援センター運営事業 【R7予算案 142,457千円】（R6～）＜R4児福法改正により創設＞

5-2(拡)包括的里親支援事業 【R7予算案 28,725千円】

- ・里親委託推進には、里親（主に養育里親）の絶対数の確保と養育の専門性（チーム養育）が必要
- ・令和7年度：里親支援センター3か所（+1か所）、里親支援事業委託先2か所

➔ 里親支援事業の短期委託等により里親支援センターの立上げを支援して、里親養育の受け皿を質・量ともに拡大

6(新)こどものための親子関係再構築支援事業 【R7予算案 7,207千円】＜R4児福法改正により創設＞

- ・こどものパーマネンシー保障のため、児童相談所が関係機関と連携して親子再統合（家庭復帰等）の取組を展開することが求められている。 ※R4年児福法改正で法定事業化

➔ 「こども家庭ソーシャルワーク資格」取得促進を含めた児童相談所等の支援強化に努め、保護者支援プログラム等の新たな支援手法を導入

7(新)措置児童の習い事(課外活動)等の費用の補助 【R7予算案 16,470千円】

- ・こどもの「体験格差」の問題がクローズアップされる中、一般家庭と同様に措置児童の課外活動・習い事等の経験を充実させるには、措置費だけでは不足

➔ 県単独事業として、小学生以上の措置児童について「習い事」等の課外活動経費の補助を創設

8(新)社会的養護自立支援拠点事業 【R7予算案 38,559千円】＜R4児福法改正により創設＞

- ・ケアリーバーの自立支援（就職・進学等）が必要な中、本県では主に施設・里親等に委ねられ、措置解除後まで専門的に支援する事業が未実施 ※R4年児福法改正で法定事業化

- ・令和7年度：長野市内に支援拠点を1か所新設

➔ ケアリーバー支援（相互交流・相談支援等）を行う拠点を拡大して自立支援を強化